

○厚生労働省告示第百五十二号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の一部の施行に伴い、並びに育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第一百七号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第八条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第一百三号）第三十条第三項及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第三十四条第三項の規定に基づき、働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準及び勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準及び勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部を改正する告示

(働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準の一部改正)

第一条 働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準(昭和四十九年労働省告示第五十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	2 (略) (建物) 第五条 働く婦人の家の建物の特定主要構造部は、耐火構造でなければならぬものとする。
改正前	2 (略) (建物) 第五条 働く婦人の家の建物の主要構造部は、耐火構造でなければならぬものとする。

(勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準の一部改正)

第二条 勤労者家庭支援施設の設置及び運営についての望ましい基準（平成七年労働省告示第百九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(建物) 第五条 勤労者家庭支援施設の建物の特定主要構造部は、耐火構造 でなければならぬものとする。 2・3 (略)</p>	<p>(建物) 第五条 勤労者家庭支援施設の建物の主要構造部は、耐火構造でな ければならぬものとする。 2・3 (略)</p>

附 則

この告示は、令和六年四月一日から適用する。